

## 水質検査法の一部改正【厚生労働省】

厚生労働省は水道水質検査法の一部改正を行った。改正では、試料の保管、検量線の作成、空試験の実施、オートサンプラー使用で10試料以上の連続測定 of 措置を明確化した。

◆日本水道新聞 2012年3月12日付

# 検量線の作成<sup>な</sup>と明確化

## 厚生労働省 水質検査法告示を改正

厚生労働省は2月28日、水道水質検査法告示の一部を改正、合わせて給水装置の構造材質基準に係る試験、資機材等の材質に関する試験の一部改正を公布した。4月1日から適用する。水質検査方法告示の改正では、試料の保管、検量線の作成、空試験の実施、オートサンプラーを用いて10以上の試料を連続的に測定する際の措置などを明確化している。

と区分し、同時に試験を行わないこととし、その試験操作を行う間は検査室を十分換気することとしている。また、試験操作や検量線の作成における内部標準液の添加では、分析装置による自動添加ができるとしている。

また、クロロ酢酸やジクロロ酢酸およびトリクロロクロマトグラフ―質量分析計による一斉分析法、ジェオスミンおよび2―メチルイソボルネオールを測定対象とする固相マイクロ抽出―ガスクロマトグラフ―質量分析法、非イオン界面活性剤を測定対象とする固相抽出―高速液体クロマトグラフ法を追記している。告示法改正に関連して、給水装置の構造材質基準に係る試験、資機材等の材質に関する試験の改正では、非イオン界面活性剤の固相抽出―吸光度法のもとに、固相抽出―高速液体クロマトグラフ法を加えている。

高濃度試料の試験操作では、水質検査を行う検査室